

石川森林文化ホールのご利用について

1. 利用上の留意事項

使用申込手続

石川県森林組合連合会総務課に石川森林文化ホール使用申込書を提出して下さい。
尚、付属設備の使用を希望される場合は、同申込書にその旨ご記入下さい。

使用時間

午前9時から午後5時までとします。

休館日

- ①土曜日、日曜日、国民の祝日
- ②8月14日から16日まで
- ③12月28日から1月4日まで

使用の制限

次に掲げる各号に該当する者に対しては、使用を認めない又は使用承認の取消し若しくは使用を中止させることがあります。

- ①使用の目的が石川森林文化ホールの設置目的に沿わないと認められたとき。
- ②使用しようとする者が公の秩序を乱す恐れがあると認められたとき。
- ③虚偽の申請により使用承認を受けたことが判明したとき。
- ④石川森林文化ホール使用規程に違反し又は違反するおそれがあると認められたとき。
- ⑤その他文化ホールの管理運営上支障が生じるおそれがあると認められたとき。

使用者の遵守事項

- ①承認を受けていない使用設備等を使用しないこと。
- ②許可を受けずに広告物の展示、看板、立札類の設置等を行わないこと。
- ③火災及び盗難の防止に留意し、かつ、施設内の秩序を維持すること。
- ④使用終了後は、使用者の責任において後片付け等を行い、備品、設備等を原状に復して返還すること。
- ⑤その他職員の指示に従うこと。

付属設備の使用

付属設備を使用する場合は事前に石川森林文化ホール使用申込書により申込み下さい。

実費弁償

施設の使用者が施設又は備品等を毀損もしくは滅失したときは、速やかに届出を行い、その損害を賠償していただきます。

2. 使用料

区分	面積	収容人員	午前	午後	全日
			9時～12時	1時～5時	9時～5時
多目的ホール	174.96㎡	100人	8,000円	10,000円	15,000円
研修室	79.92㎡	30人	5,000円	7,000円	10,000円
会議室	58.32㎡	40人	4,000円	5,000円	8,000円

備考

- 1 使用時間が、区分時間帯を超える場合の使用料は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 2 機器、物品等の搬入及び搬出など、会場設営等の準備に使用する場合(1時間以上使用する場合をいう)の使用料は、それぞれの使用料の1/2の額とする。
- 3 土曜日、日曜日、祝日の場合は同使用料に100%加算する。
- 4 冷暖房の装置を使用する場合は、同使用料に30%加算する。
- 5 消費税は外税でお願いします。
- 6 上記の収容人員以上による使用は、超過人数割合をそれぞれの使用料に乗じて加算するものとする。
- 7 上記の使用料金表以外の料金については、使用者・管理者の双方の協議による。

3. 付属施設使用料

名称	数量	料金	備考
音響設備	1式	2,000円	多目的ホールのみで使用可能(マイクは最大3本まで使用可)
テレビ	1台	2,500円	
ビデオ	1台	2,500円	
ノートパソコン	1台	2,000円	
プロジェクター	2台	5,000円	
スクリーン	3台	2,500円	

別記様式第1号

石川森林文化ホール使用申込書

平成 年 月 日

石川県森林組合連合会長 殿

申 込 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

次のとおり申し込みます。

使用目的及び会議等の名称	
使用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時から 平成 年 月 日 (曜日) 時まで
入室予定人員数	名
使用施設・機器 (○で囲む)	・多目的ホール ・研修室 ・会議室 ・音響設備 ・テレビ ・ビデオ ・プロジェクター ・スクリーン ・ノートパソコン
使用責任者の職・氏名	
特記事項	

※ 本欄は記入しないで下さい。

決裁者		不許可の理由	総務課	
許 可	不許可		課長	係